

6月の無料相談

相談名	日 時	場 所	主な相談内容(相談員)	
市民法律相談	毎週火曜日 13:30~16:30	広報広聴課 (☎内線2376)	法律が関係する困りごと(弁護士) ※予約制	
市民相談	月~金曜日 8:30~17:15		市に対する要望、苦情、意見など(担当職員)	
司法書士相談	12日(水) 13:30~15:30		相続・贈与などの登記、遺産分割、その他法律問題(司法書士) ※予約制	
行政書士相談	20日(木) 13:30~16:30		相続や契約書(賃貸・売買・雇用・介護)などの作成に関すること(行政書士) ※予約制	
総合労働相談	14日(金) 13:30~16:30	広報広聴課	労働・社会保険関係、労使トラブルなど(社会保険労務士) ※予約優先(☎029-350-4864)	
土地家屋調査士相談	5日(水) 13:30~15:30	広報広聴課	土地の境界問題や建物の登記に関すること(土地家屋調査士) ※予約優先(☎029-259-7400)	
行政相談	19日(水) 13:30~15:30	広報広聴課 (☎内線2376)	国や県の行政に関する困りごと、悩みごと(行政相談委員)	
税務相談	4日(火)・13日(木)・18日(火) 13:00~15:00	税理士会土浦支部 (☎824-5055)	税に関すること(税理士) ※予約制(予約時間10:00~14:00)	
心配ごと相談	毎週水曜日 13:00~16:00	社会福祉協議会 (☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと(専門相談員)	
消費生活相談	月~金曜日 9:30~16:30	消費生活センター (☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル(消費生活相談員)	
家庭児童相談	月~金曜日 8:30~17:15	こども福祉課 (☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて(家庭児童相談員)	
育児相談	月~金曜日 9:00~17:00	地域子育て支援センターさくらんぼ (☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣(保育士)	
早期療育相談	月~金曜日 9:30~16:30	療育支援センターほか (☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの発達、行動面に関すること(早期療育相談員)	
青少年相談	火~土曜日 10:30~17:00	青少年センター (☎823-7838)	青少年についての困りごと(相談員) ※電話相談可	
教育電話相談	月~金曜日 9:00~16:00	教育相談室 (☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止(教育相談員)	
交通事故相談	月~金曜日 9:00~16:45 (第1・3水曜日は弁護士相談) (13:00~16:00)	土浦合同庁舎県南地方交通事故相談所 (☎823-1123)	交通事故に関すること(県委嘱相談員・弁護士)	
人権相談	月~金曜日 9:30~16:00	法務局土浦支局 (☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など(人権擁護委員、担当職員)	
結婚相談	15日(土) 15:30~16:30 19日(水) 14:00~16:00	男女共同参画センター 研修室3	結婚相談(県マリッジサポーター) 問い合わせはこども福祉課(☎内線2281)まで	
生活相談	毎週水曜日 13:00~16:00	新治地区公民館 (☎862-2673)	生活上のこと、人権にかかわること(生活相談員)	
精神保健相談	4日(火) 14:30~16:30 21日(金) 14:00~16:00	土浦保健所 (☎821-5516)	精神障害者の医療などに関すること。(精神科医師) ※予約制。1日2件まで。日時が変更になる場合があります。	
女性のための	フェミニスト相談	毎週水曜日 11:00~15:40 8日(土) 10:00~14:40	男女共同参画センター (☎827-1107)	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルなど(専門の女性カウンセラー) ※予約制
	一般相談	14日・28日(金) 13:00~16:00		

消費生活センターくらしの豆知識

☎消費生活センター(☎823・3928)

旬な話題に便乗した悪質商法にご注意ください！

《事例》知らない業者から「改元を祝して皇室のアルバムを作った。記念に買わないか」と電話があり、話を聞いてしまった。記念になるならと思い、購入することにした。代金は約4万円、数日以内に届くと言われた。よく考えたら、高額なのでキャンセルしたいが、業者名や連絡先がわからない。どうすればよいか。

《アドバイス》事例は電話勧誘販売に当たるので、契約書面を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフができる旨を説明し、商品が届いたら、相手先を確認してクーリング・オフ通知を出すよう助言しました。

◎トラブルを防ぐポイント

- ・「改元や「記念になる」などの言葉に惑わされないよう注意しましょう。
- ・話を聞いてしまうと断りにくくなります。関心がない場合、購入する意思がない場合は、早いうちにはっきりと断りましょう。
- ・だれが注文したかわからない荷物は受け取り拒否をして、確認をしてから受け取るようにしましょう。
- ・困ったことがあったら消費生活センターに相談しましょう。

↳トピックス

- ・引き続き、ハガキによる架空請求の相談が多く寄せられています。「訴訟」、「差押え」、「本人から連絡を」と書かれていても、連絡を取ってはいけません！
- ・6月から東京オリンピック・パラリンピックなどをはじめとするチケット転売の対策として、チケット不正転売禁止法がスタートします。チケットを買う際は、キャンセルや転売に関する条件を確認し、正規ルートで購入しましょう。